

令和3年7月2日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年6月25日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和3年度6月補正予算

ページ

1	令和3年度6月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2	新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】	2
3	高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備について 【福祉子どもみらい局関係】	4
4	新型コロナウイルス感染症対策に係る学びの保障等について 【福祉子どもみらい局関係】	5

議案（条例その他）

5	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	6
6	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の概要	7
7	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	8
8	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	9
9	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例の概要	10
10	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例の概要	11
11	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要	12
12	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の概要	13
13	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の概要	14
14	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の概要	15
15	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要	16
16	和解の概要	17

1 令和3年度6月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	331,452	—	331,452	—	—	—	—	
(項) 青少年費	331,452	—	331,452	—	—	—	—	
(款) 民生費	312,003,487	30,303,790	342,307,277	30,259,421	—	—	44,369	
(項) 社会福祉費	16,167,842	9,032	16,176,874	6,774	—	—	2,258	
(項) 障害福祉費	72,461,326	—	72,461,326	—	—	—	—	
(項) 老人福祉費	118,053,331	126,335	118,179,666	84,224	—	—	42,111	
(項) 生活保護費	8,339,198	30,168,423	38,507,621	30,168,423	—	—	—	
(項) 児童福祉費	96,981,790	—	96,981,790	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	67,505,491	112,586	67,618,077	—	—	—	112,586	
(項) 私学振興費	67,505,491	112,586	67,618,077	—	—	—	112,586	
一般会計 計	379,840,430	30,416,376	410,256,806	30,259,421	—	—	156,955	

(特別会計)

介護保険財政安定化基金会計	5,800	—	5,800	
母子父子寡婦福祉資金会計	418,638	—	418,638	

福祉子どもみらい局 計	380,264,868	30,416,376	410,681,244	
-------------	-------------	------------	-------------	--

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 1項 社会福祉費

一部^① 男女共同参画施策推進費

(1) 目的

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援する。

(2) 内容

NPO等の知見を活用した相談、訪問支援や窓口等への同行、生活必需品（生理用品）の配布等を行う。

(3) 予算額 9,032千円

4款 民生費 4項 生活保護費

生活福祉資金貸付事業費補助

(1) 目的

生活困窮者の増加に対応するため、休業等により一時的に生活費が必要となった世帯等への支援を行う。

(2) 内容

生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等の補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 30,000,000千円

一部⑨ 生活困窮者自立支援事業費

(1) 目的

生活福祉資金の貸付額が上限に達するなど、新たに貸付けを受けられず生活に困窮する者を支援する。

(2) 内容

生活困窮世帯を対象とした支援金を給付する。

(3) 予算額 119,700千円

保護施設等感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者を支援する。

(2) 内容

福祉事務所等における相談体制の強化や保護施設等へのマスクや消毒液等の配布等を行う市町村に対して補助する。

(3) 予算額 48,723千円

3 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備について【福祉子ども
みらい局関係】

4款 民生費 3項 老人福祉費

民間老人福祉施設整備費補助

- (1) 目的
災害時における高齢者施設の機能を維持する。
- (2) 内容
非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。
- (3) 予算額 126,335千円

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る学びの保障等について【福祉子どもみらい局関係】

11款 教育費 8項 私学振興費

私立学校経常費補助

(1) 目的

私立学校における修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図る。

(2) 内容

修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、私立学校が負担した経費を補助する。

(3) 予算額 112,586千円

5 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 婦人保護施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を新設する。（第18条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第12条関係）

(3) 施行期日

公布の日

6 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

地域活動支援センターにおける諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第22条関係）

(3) 施行期日

公布の日

7 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

福祉ホームにおける諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第20条関係）

(3) 施行期日

公布の日

8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 児童福祉施設における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を新設する。（第112条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次及び第81条関係）

(3) 施行期日

公布の日

9 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害児通所支援事業者等における諸記録の作成、保存等及び障害児等への交付、説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第93条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第6条、第7条及び第73条関係）

(3) 施行期日

公布の日

10 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害児入所施設等における諸記録の作成、保存等及び障害児等への交付、説明、同意等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第59条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

11 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害福祉サービス事業者における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第209条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次及び第208条関係）

(3) 施行期日

公布の日

12 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定障害者支援施設における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第62条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

13 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害福祉サービス事業者における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第91条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

14 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害者支援施設における諸記録の作成、保存等及び利用者等への交付、説明、同意、締結等について、電磁的記録等による対応を認める規定を新設する。（第46条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日

公布の日

15 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要

(1) 改正の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、保護施設等において感染症やハラスメント等への対策を強化するための基準を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 適切なハラスメント対策に関する規定を追加する。（第7条の2関係）
- イ 感染症や災害の発生時における業務継続計画に関する規定を追加する。（第7条の3関係）
- ウ 災害対応時における地域住民との連携に関する規定を追加する。（第8条関係）
- エ 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する規定を追加する。（第9条関係）
- オ 救護施設等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認める規定を新設する。（第38条関係）
- カ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年8月1日。ただし、(2)オは公布の日。

イ 経過措置

(2)イ及び(2)エについて、令和6年3月31日までは努力義務とする。

16 和解の概要

(1) 目的

平塚児童相談所一時保護所における一時保護中の児童間の暴行事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所小田原支部から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

平塚児童相談所一時保護所における一時保護中の児童間の暴行事案に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 県内在住 個人 ほか1名

(イ) 和解金額 40万円

(3) 事故の内容

平成30年6月25日から8月21日の間、平塚児童相談所一時保護所において、一時保護中の児童の間で暴行事案が発生した。

(4) 訴訟の経過

ア 原告らは、平塚児童相談所職員が加害児童や原告らに対する養育監督義務に関して、職務上通常尽くすべき注意義務を怠り、暴行事案の発生を防がなかったとして、県、加害児童及び加害児童父母を被告として、総額330万円を連帯して支払うことを求め、令和元年10月3日、横浜地方裁判所小田原支部に提訴した。

県は、一時保護所では、厚生労働省の一時保護ガイドラインに則り、運営は適切に行われていたこと、また、加害児童の行動履歴からは予見の可能性がないことから、県が責任を負うべきものではないとして応訴した。

イ その後、口頭弁論及び弁論準備手続が行われたが、令和3年4月16日に裁判所から和解が勧告され、県及び相被告らが原告らに和解金各40万円を個別に支払うことなどが記載された和解条項案が提示された。